

3 若者が力を発揮できる環境づくり

(1) 若者が力を発揮できる環境の充実

現在の取組み

- ・ 青少年交流センター運営について、若者ファーストの視点に立ち、児童館等と連携して実施するユースリーダー事業を核として、中高生世代を中心とした青少年が活躍できるよう、活動を支援しています。また、協定大学との連携協力により、学生が主体となって中高生を支える居場所事業の更なる充実を図っています。
- ・ 全児童館で中高生世代の主体的な参加・参画による多世代との交流の機会や、実体験を通じた自己実現の機会の充実に取り組んでいます。各地域に1館ずつ指定した中高生支援館は、開設時間の延長を行うとともに、合同事業や情報交換等をとおして地域の児童館の支援の充実と、地域との連携を図り、地域の中高生支援の向上をめざしています。
- ・ 児童館と青少年交流センターとの情報交換の機会を確保することにより、両者の連携強化を図り、事業の充実につなげています。
- ・ 若者自身がSNS（ねつせた！）等を活用して地域情報を発信することで、若者の地域参加や多世代交流を推進し、地域の活性化につなげています。
- ・ 子ども・青少年協議会は、地域活動に関心のある若者が中心となって企画する取り組みをサポートしながら実施しています。

課 題

- ・ 学齢期を終えた若者は、進学・就職等で環境が変化し社会とのつながりが希薄になる中で、自立に向けて様々な課題を抱えています。そのため、若者の悩みや課題が深刻化しないよう若者と支援機関等をつなげる取り組みが必要であるとともに、若者の自立を家庭や一個人の問題として捉えるのではなく、社会全体の課題として捉える必要があります。
- ・ 令和5年（2023年）の若者調査において、「ホッとでき、安心していられる場所の有無」を尋ねたところ、地域の中に安心していられる場所があると答えた若者が少なく（25ページ参照）、悩んでいることや心配なことを尋ねたところ、「お金のこと（55.5%）」、「仕事のこと（43.9%）」、「進学、就職のこと（42.7%）」が上位を占め（28ページ参照）、さらに、今まで出会ったことのない人と出会える場や交流の機会が欲しいという意見が多い結果となりました。このことから、地域全体で一人ひとりの若者に寄り添い、支える仕組み、そして地域の中に様々な居場所があることや、生活、仕事等の課題を抱える若者のニーズを踏まえた居場所の整備が求められています。
- ・ 青少年交流センターと児童館の更なる連携強化、ユースリーダー事業の更なる充実を図り、中高生世代の交流を活性化させることで、地域で活躍できる循環の仕組みを定着させていく必要があります。
- ・ 若者調査で「区の制度や施策に対して自分の考えを伝えたいか」と尋ねたところ、「そう思わない」と答えた人は48.6%でした（32ページ参照）。若者が日常を過ごす場で意見を聴く仕組みや、各会議体へ安定して若者を登用できるよう仕組みづくりを検討する必要があります。また、地域参加への意欲はあっても、実際の参加につながっていない若者が一定

数存在することがわかりました。若者の主体的な地域での活動を後押しする場や機会の充実を進める必要があります。

- ・ 若者支援者や支援機関が互いにつながり合いながら、若者の活動・交流を支えるため、若者の活動を支援する人材・団体との連携を構築する必要があります。
- ・ 世田谷区の施策や相談・活動の場に関する認知度が低いため、若者や支援者に届くより効果的な広報を行う必要があります。

めざす状態

- ・ 若者と社会をつなぐ取り組みや、様々な支援機関・地域団体等の連携強化を通して、若者が地域に色々な頼り先をつくりながら、自己選択・自己決定し、若者自身が社会の真ん中にいると実感している。
- ・ 若者にとって、青少年交流センター等の若者施設をはじめ、身近な地域に、ホッとでき、安心していられ、個々のニーズや特性に合った居場所が充実している。
- ・ 若者が気軽に立ち寄れる主体的な活動や多世代交流等の拠点として、また、生活や仕事等の青年期特有の悩みを持つ若者が自立に向けて主体的・継続的に活躍できることを支援する場として、各地域に青少年交流センターが整備されている。
- ・ 青少年交流センターや児童館をはじめ、地域の多様な居場所が連携を強化することで、中高生世代同士や異なる世代の交流が活性化され、若者が地域で活躍できる循環の仕組みが定着している。
- ・ 若者が地域で多様な経験を重ね、活動・交流する場や機会が充実するとともに、日常を過ごす場で若者が安心して意見を言える環境づくりや意見反映の取り組みが広がり、若者の参加・参画、意見表明への意識が高まっている。
- ・ 若者の「知る機会」が確保され、若者自身が居場所や若者施策に関する情報を認知できている。

施策展開

①若者の交流と活動の場の充実

No	主な事業・取り組み	目的・内容					所管課
i	青少年交流センターの運営の充実と支援機能強化	青少年交流センターの各種プログラムを充実させるとともに、若者と地域資源等をつなぐための(仮称)ユースコーディネーターを配置することで、全区的な若者支援の強化を図ります。					子ども・若者支援課
項目名 〈単位〉		現況値 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
プログラムの実施〈回〉		140 (見込み)	150	160	170	170	170
項目名 〈単位〉		現況値 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
ユースコーディネーターの配置〈人〉		—	1	3	3	3	3

No	主な事業・取組み	目的・内容					所管課														
ii	青少年交流センターの拡充	若者の実態やニーズを踏まえ、若者の居場所を拡充する必要があることから、各地域に青少年交流センターを整備できるよう取り組みを進めます。					子ども・若者支援課														
iii	青少年交流センターと児童館の連携強化	青少年交流センターと児童館職員間の交流等を通じて、連携を強化するとともに、ユースリーダー事業の推進を図ることで、若者が次代の担い手として活躍できる循環の仕組みを定着させます。					子ども・若者支援課														
<table><tr><th>項目名 〈単位〉</th><th>現況値 (2024 年度)</th><th>令和 7 年度 (2025 年度)</th><th>令和 8 年度 (2026 年度)</th><th>令和 9 年度 (2027 年度)</th><th>令和 10 年度 (2028 年度)</th><th>令和 11 年度 (2029 年度)</th></tr><tr><td>職場交換交流 実施回数 〈回〉</td><td>4 (見込み)</td><td>6</td><td>8</td><td>10</td><td>12</td><td>14</td></tr></table>								項目名 〈単位〉	現況値 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)	職場交換交流 実施回数 〈回〉	4 (見込み)	6	8	10	12	14
項目名 〈単位〉	現況値 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)															
職場交換交流 実施回数 〈回〉	4 (見込み)	6	8	10	12	14															
<table><tr><th>項目名 〈単位〉</th><th>現況値 (2024 年度)</th><th>令和 7 年度 (2025 年度)</th><th>令和 8 年度 (2026 年度)</th><th>令和 9 年度 (2027 年度)</th><th>令和 10 年度 (2028 年度)</th><th>令和 11 年度 (2029 年度)</th></tr><tr><td>ユースサポーター派遣人数 〈人〉</td><td>12 (見込み)</td><td>15</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td></tr></table>								項目名 〈単位〉	現況値 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)	ユースサポーター派遣人数 〈人〉	12 (見込み)	15	20	20	20	20
項目名 〈単位〉	現況値 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)															
ユースサポーター派遣人数 〈人〉	12 (見込み)	15	20	20	20	20															
iv	大学と連携した身近な居場所の実施	大学連携による地域の身近な居場所（あいりす・たからばこ）において、大学生スタッフの対応力向上を目的とした勉強会・交流会等を実施することで、居場所の質の向上を図るとともに、大学生スタッフの自立と成長を促します。					子ども・若者支援課														
<table><tr><th>項目名 〈単位〉</th><th>現況値 (2024 年度)</th><th>令和 7 年度 (2025 年度)</th><th>令和 8 年度 (2026 年度)</th><th>令和 9 年度 (2027 年度)</th><th>令和 10 年度 (2028 年度)</th><th>令和 11 年度 (2029 年度)</th></tr><tr><td>勉強会・交流会等の実施 〈回〉</td><td>4 (見込み)</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td></tr></table>								項目名 〈単位〉	現況値 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)	勉強会・交流会等の実施 〈回〉	4 (見込み)	4	4	4	4	4
項目名 〈単位〉	現況値 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)															
勉強会・交流会等の実施 〈回〉	4 (見込み)	4	4	4	4	4															
v	地域団体と連携した身近な地域にある居場所の充実	若者の居場所を運営する地域団体に対し補助事業を実施することで、身近な地域に多種多様な特色を持った若者の居場所を地域に広く展開し、より個々のニーズや特性に合った居場所の充実を図ります。					子ども・若者支援課														
<table><tr><th>項目名 〈単位〉</th><th>現況値 (2024 年度)</th><th>令和 7 年度 (2025 年度)</th><th>令和 8 年度 (2026 年度)</th><th>令和 9 年度 (2027 年度)</th><th>令和 10 年度 (2028 年度)</th><th>令和 11 年度 (2029 年度)</th></tr><tr><td>補助団体 〈団体〉</td><td>—</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr></table>								項目名 〈単位〉	現況値 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)	補助団体 〈団体〉	—	2	3	4	5	6
項目名 〈単位〉	現況値 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)															
補助団体 〈団体〉	—	2	3	4	5	6															

②地域での若者の参加・参画の推進

No	主な事業・取組み	目的・内容					所管課
i	ユースカウンスル事業の実施（２－（１）：再掲）	新たに子ども・若者から提起した課題や、区が提起した課題について、子ども・若者目線で議論を行い、区へ提言を行います。					子ども・若者支援課
	項目名 〈単位〉	現況値 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
	実施回数 〈回〉	—	3	6	6	6	6
ii	子ども・若者の意見を施策に反映させる取組みの充実（区審議会への若者の積極的な登用、区の子ども・若者関連施設整備や政策・施策への意見反映等）（２－（１）：再掲）	子ども・若者に関わる施策について、意見を聞く関係者に子ども・若者を位置付けるとともに、区の附属機関の参加・参画等をすすめ、幅広い世代の意見が、区政に反映するための取組みを充実します。また、子ども・若者に関わる施設を整備等する際や政策・施策について、多様な方法で声を聴き、可能な限り反映させるとともに、その結果のフィードバックに努めます。					—
	項目名 〈単位〉	現況値 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
	区審議会への若者（19～39 歳）の参加割合 〈％〉	1.7 (審議会 33)	2.4	3.1	3.8	4.5	5.2
iii	基金を活用した若者の主体的な地域活動への支援（２－（１）：再掲）	若者が地域とつながりを持ち、多様な出会いや経験を通して、主体的に活動できるよう、基金を活用した補助の仕組みを構築し、若者の地域活動を応援します。					子ども・若者支援課
	項目名 〈単位〉	現況値 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
	補助団体 〈団体〉	—	6	7	8	9	10
iv	地域の支援者や支援団体の連携促進	（仮称）ユースコーディネーターを軸として、地域の支援者や支援団体との連携を促進し、地域資源とのネットワークを構築します。					子ども・若者支援課
	項目名 〈単位〉	現況値 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
	ネットワーク 連絡会 〈回〉	—	4	6	6	6	6

③若者に向けた文化・情報の発信

No	主な事業・取組み	目的・内容					所管課
i	「情熱せたがや、始めました。」による情報発信の強化	若者が主体となり、SNS を活用した情報発信を強化することで、より多くの若者に世田谷区の魅力や若者の活動を後押しする情報を発信します。					子ども・若者支援課
	項目名 〈単位〉	現況値 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和10 年度 (2028 年度)	令和11 年度 (2029 年度)
	SNS による 投稿数 〈件〉	850 (見込み)	900	900	900	900	900
ii	若者支援に関する情報提供の充実	若者自身が居場所や若者施策に関する情報を知る機会を逸しないように、若者情報誌「Cheer!」の配布や SNS 等を活用した周知・PR を充実させます。					子ども・若者支援課

(2) 若者自身がライフプランを描き実現するための支援

現在の取組み

- ・ 就労を望む一人でも多くの方が安定した仕事に就けるよう、三茶おしごとカフェや区内中小企業等人材マッチング等にて、就労支援やスキル習得、マッチングの場の提供等に取り組んでいます。せたがや若者サポートステーションの運営支援を通して、働くことに悩みのある若者の支援に取り組んでいます。働くことが困難な状況等でも望むような働き方で働くことができるよう、就労に臨むまでの段階も含めての支援について、関係所管と連携して検討を行っています。
- ・ 生活困窮者への支援として、ぷらっとホーム世田谷において、一人ひとりの課題やニーズに応じた支援プランを作成し、住居確保給付金支給事業、就労支援や就労準備支援、住まい相談を含む家計改善支援、フードパントリー等の総合的な支援を行っています。
- ・ 男女共同参画センター「らぷらす」の運営において、らぷらすフェスタ、起業ミニメッセ、セクシュアル・マイノリティフォーラム等イベントの実施や、男女及び多様な性の区民等を対象に、悩みごと・DV、働き方、起業・経営等についての相談事業（電話・面接）や、グループでの相談会・交流会等を実施しています。
- ・ ライフプランの選択肢を増やすきっかけとして、若者が多様な人生観・職業観に触れたり、出会いの機会を創出する「若者のみらい応援イベント」を実施しています。
- ・ マルチ商法、美容医療サービス、通販サイトでのトラブル等、若者が被害を受けやすい消費者被害の事例について、チラシ配付等により大学生等に向けた啓発活動を行っています。
- ・ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓受付等、性的マイノリティ等多様な性への支援を推進しています。

課題

- ・ ワーク・ライフ・バランスや働くことに対する価値観の多様化等、世代や属性等によっても考え方の多様性はますます広がる中、気軽に労働相談ができる環境等のセーフティネットの充実が求められるとともに、兼業・副業やテレワーク、在宅勤務等多様な働き方が可能な就労先等の情報をより得られる環境が必要になっています。
- ・ プらっとホーム世田谷の相談者のうち、約半数が40代以下であり、経済的な課題を抱えている若者は多い状況です。ほとんどの方が早期の就労による自立を目指すものの、疾病や障害、ひきこもり等の就労阻害要因を抱え、一般就労になかなか結びつかない方や定着しない方も多い状況です。金融リテラシーが乏しく、家計のやりくりができず、カードローン等の多重債務を抱え、相談時にはかなり深刻化している方が多い状況です。
- ・ 多様な生き方・働き方があることを前提に、職業生活においても一人ひとりがその選択において能力を十分に発揮できるよう、再就職支援等、女性の就業環境の整備を進めるとともに、既存の制度では十分な支援を受けられずに働く女性たちが取り残されることがないよう、セーフティネットとしての施策の整備が必要です。
- ・ 若者調査において、悩んでいることや心配なことを尋ねたところ、「お金のこと（55.5%）」が最も高く、「仕事のこと（43.9%）」、「進学、就職のこと（42.7%）」が続き、経済的基盤やライフプランに関する悩みが多い結果となりました（28ページ参照）。また、今まで出会ったことのない人と出会える場や交流の機会が欲しいという意見がみられました。若者

がライフプランを考えるきっかけづくりの取り組みが必要です。

- ・ 子ども期から若者期にかけて、お金や経済について正しく理解して、適正な金融リテラシーや消費者トラブル（SNSトラブル等）に関する知識を身に付ける必要があります。また、金銭目当てに闇バイトに安易に応募する等して、重大な犯罪に加担してしまう若者が増えています。
- ・ 「男は仕事」「女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識の解消は一定の進展を見せていると考えられるが、依然、意識と行動の格差がみられます。

めざす状態

- ・ 誰もが自己の個性及び能力を発揮することができる働きやすい環境が整備され、起業の促進及び多様な働き方の実現が図られるとともに、安心して働くことができるセーフティネットとしての相談体制が充実されている。
- ・ ぷらっとホーム世田谷において、若者一人ひとりにあった希望や特性を活かせる包括的かつ継続的な就労支援の実施により、働く準備段階の支援が充実し、若者の誰もが望むような働き方ができている。多重債務等、深刻な状態になる前に相談支援機関につながることで、生活の立て直しが図られている。様々な就労支援機関と連携し、求人情報や有効な支援手法を共有する等、区全体のネットワークで支援されている。
- ・ 社会情勢等により、就労及び生活面での困難を抱えるフリーランスや非正規雇用で働く女性等の支援がより充実されている。
- ・ 自らに合った進路やライフプランの選択ができるよう、多様な経験、出会いの機会等が充実し、それぞれの人生のあり方を応援する環境がつけられている。
- ・ お金や経済について正しく理解して、適正な金融リテラシーや消費者トラブル（SNSトラブル等）に関する知識を身に付けるための学ぶ機会が提供されるとともに、金銭目当ての闇バイトの危険性等について啓発が行われている。
- ・ 男女がともに互いを理解し合い、それぞれの個性を活かすことができるよう、引き続き、固定的な性別役割分担意識の解消の取り組みが進み、意識と行動の格差を埋めるための施策が実施されている。

施策展開

①生活の安定と多様な働き方への支援

No	主な事業・取組み	目的・内容					所管課
i	若者の安定的雇用の促進	若者をはじめ就労を望む一人でも多くの方が安定した仕事に就けるよう、各事業の充実に取り組むことで、若者の安定的雇用の促進を図ります。					工業・ものづくり・雇用促進課
	項目名 〈単位〉	現況値 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
	区内企業等と求職者のマッチングイベント開催数〈回〉	45 (見込み)	45	45	45	45	45

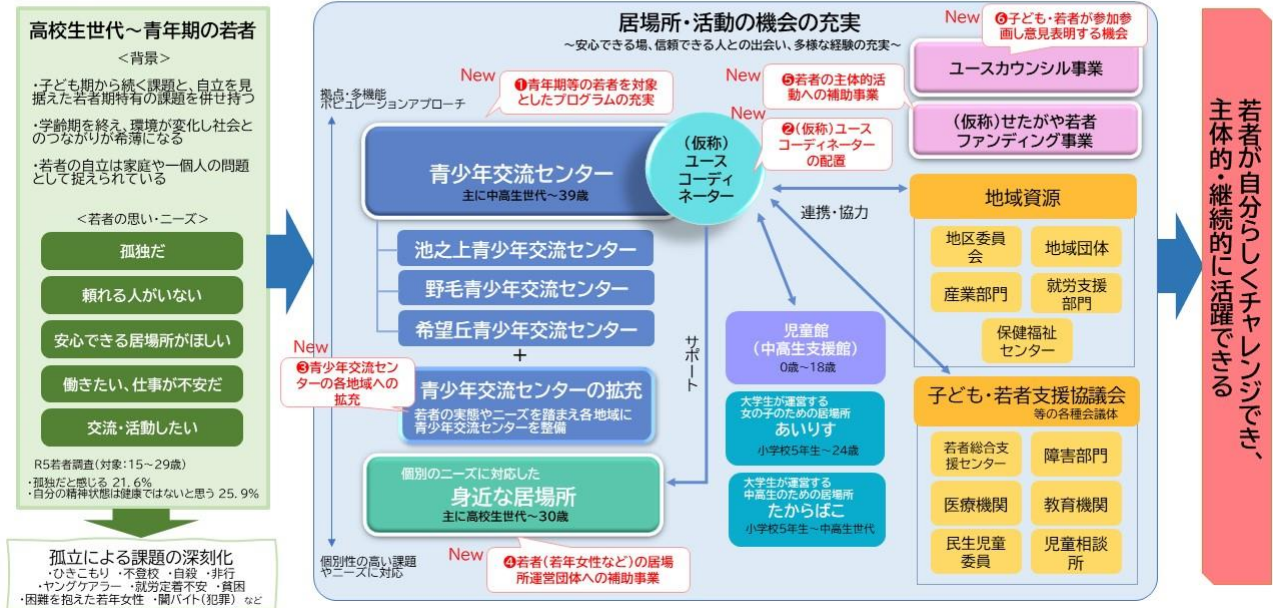
No	主な事業・取組み	目的・内容					所管課
ii	若者の多様な働き方への支援の推進	若者を含む多くの方の起業の促進及び多様な働き方の実現に向けた、安心して働くことができるセーフティネットとしての相談体制の充実を図ります。					工業・ものづくり・雇用促進課
	項目名 〈単位〉	現況値 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
	多様な働き方の相談・社会保険労務士相談の実施回数 〈回〉	155 (見込み)	155	155	155	155	155
iii	経済的課題等を抱える若者への支援の充実	就労阻害要因を抱える若者も含めた方々に対し、働く準備段階の支援としてぷらっとホーム世田谷において就労準備支援事業を実施します。					生活福祉課
	項目名 〈単位〉	現況値 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
	就労準備支援事業プログラムの実施回数 〈回〉	260 (見込み)	265	270	275	280	285
iv	女性への就業等支援の促進	女性のキャリア形成、育児や介護をしながら働き続けられることを可能にする職場環境の整備に向けた支援や、困難を抱えて働く可能性が大きい女性等への支援に取り組むことを通じて、若年女性を含めた女性への就業等支援の促進を図ります。					人権・男女共同参画課
	項目名 〈単位〉	現況値 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
	就労・起業支援講座・イベント開催数 〈回〉	14 (見込み)	14	14	14	14	14
	項目名 〈単位〉	現況値 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
	働き方・起業・経営相談の実施回数 〈回〉	60 (見込み)	60	60	60	60	60

②ライフプランの選択肢を増やす多様な経験や正しい知識を得る機会の創出

No	主な事業・取組み	目的・内容					所管課
i	ライフプランの選択肢を増やす機会の充実	様々な大人との交流や若者同士の交流等を通じて、若者自身のライフプランの選択肢を増やすことができる機会を充実します。					子ども・若者支援課
	項目名 〈単位〉	現況値 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
	イベント・プログラムの実施回数〈回〉	26 (見込み)	26	26	26	26	26
ii	消費者教育の推進	中学生から大学生等の若者が、適正な金融リテラシーや消費者トラブル（SNS トラブル等）に関する知識を身に付け、消費者力を向上させることができるよう、学ぶ機会の提供や注意喚起等の啓発を行います。					消費生活課
	項目名 〈単位〉	現況値 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
	区立中学生向けの消費生活に関する副教材等の配布〈回〉	2 (見込み)	2	2	2	2	2
	項目名 〈単位〉	現況値 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
	区内大学等への消費生活に関する啓発チラシの配布〈回〉	1 (見込み)	1	1	1	1	1
iii	性的マイノリティ支援の推進	パートナーシップ宣誓開始以来、多様な形の家族の支援も求められており、若者を含む誰もが人生のパートナーや大切な人と安心して暮らすことのできる支援体制を構築します。					人権・男女共同参画課
	項目名 〈単位〉	現況値 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
	講座・イベント開催数〈回〉	4 (見込み)	6	4	4	4	4
	項目名 〈単位〉	現況値 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
	相談・居場所事業実施回数〈回〉	60 (見込み)	60	60	60	60	60

若者施策の方向性について

主に青年期等の若者を対象として、地域に若者の多様なニーズや特性に応じた居場所や活動の機会を充実させることで、安心できる場、信頼できる人との出会い、多様な経験等を通して、「若者が自分らしくチャレンジでき、主体的・継続的に活躍できる」環境づくりを推進する。



5 支援が必要な子ども・若者・子育て家庭のサポート

(5) 悩みや困難、生きづらさを抱える子ども・若者への支援

現在の取組み

- ・ ヤングケアラーとその家族への支援として、関係機関の横断的な連携を促進し、早期に必要な支援につながる仕組みづくりを行うとともに、支援の基盤強化を図るため、ヤングケアラーコーディネーター業務及びLINEを活用した相談業務を実施しています。また、ヤングケアラーへの理解を深めるための普及啓発の取組みや、横断的連携の強化に向けた支援マニュアルの作成・配布を行っています。
- ・ 社会参加のきっかけをつかめない、学校生活になじめない等の生きづらさ・困難を抱えた若者を支援するため、「メルクマールせたがや」において、他の支援機関とのネットワークを一層強化し、アウトリーチを含む相談支援機能の充実を図るとともに、居場所「メルサポ」の活用等により、様々な段階にいる参加者同士の交流促進を図っています。また、当事者や家族の活動へのサポートやピアサポートの場から専門機関につながる仕組みの充実を図るとともに、家族会や家族セミナー等、家族を通じた本人へのアプローチに取り組んでいます。当事者が安心して過ごせ、同じ悩みを持つ人と交流・相談ができる居場所があることで、当事者が社会に踏み出しやすくなる環境づくりや、居場所活動を行う団体へ支援しています。
- ・ ひきこもり支援として、令和4年（2022年）4月に開設した年齢を問わないひきこもり相談窓口「リンク」を中心に、関係機関と連携を強化しながら課題・ニーズに寄り添ったきめ細やかな切れ目のない支援を行うとともに、社会的理解の促進セミナー等を開催し、ひきこもり等課題を抱える若者への正しい理解と区の支援体制の周知に取り組んでいます。
- ・ 悩みを抱える子ども・若者への支援として、休日・夜間を含めた相談体制を充実するとともに、「支援ガイド」や「せたがやこころのSOSナビ」を作成し情報発信する等、相談窓口の普及啓発を図ることにより、相談支援につながる取組みを進めています。また、10代の自殺者の増加が社会問題化するなか、こころサポーターの養成、ゲートキーパー講座の実施・拡充を図る等、身近な人が悩みや不安を抱えた時に気づき支えることができる人材の育成に取り組んでいます。
- ・ 犯罪被害者等相談窓口の運営として、相談専用ダイヤルによる相談のほか、対面相談を実施するとともに、相談者へ寄り添い、必要な支援を適切に把握し、関係機関等と連携し、多面的なコーディネートを行っています。
- ・ 青少年補導連絡会等において、子ども・若者の保護・指導等を行う職にある方々が、子ども・若者の実態等の情報共有や個別ケースの検討を行うことで、地域での連携を深めながら、加害者支援や再発防止に取り組んでいます。
- ・ 外国にルーツがある方への支援として、生活情報冊子（ライフ・イン・セタガヤ等）を発行し、区内に転入する外国人等へ英語・中国語・韓国語の3言語に翻訳した生活便利帳等の配付や、外国人のためのリレー専門家相談会の実施やタブレット端末による通訳サービス等の活用促進、「やさしい日本語」職員研修を実施しています。
- ・ 外国にルーツのある児童・生徒への支援として、梅丘中学校内に帰国・外国人教育相談室

を設置しています。帰国・来日したばかりで日本語が分からない児童・生徒のために、在籍校に補助員を派遣し、個別指導（初期指導）を行っているほか、日本語習得が不十分な児童・生徒に対しては、相談員による訪問指導や通級指導を行っています。さらに指導が必要と判断した場合には、補習教室を開催し、日本語指導と教科補習及びカウンセリングを行っています。また、保護者に対しては、必要に応じて通訳者の派遣を実施しています。

- ・ 児童養護施設退所者等への支援として、せたがや若者フェアスタート事業（給付型奨学金、資格等取得支援、家賃支援、住宅支援、居場所・地域交流支援、相談支援（せたエール））を実施しています。
- ・ 困難な問題を抱える女性への支援方針の策定のため、関係所管の課長級に学識経験者を交えた庁内検討会を設置し検討を実施しています。また、男女共同参画センター「らぶらす」の運営において各種相談事業・多様な性の区民等を対象に、悩みごと・DV等についての相談事業（電話・面接）や、グループでの相談会・交流会等を実施しています。
- ・ 女性スタッフと日々の困りごとから女性ならではの悩み等について話すことができる、小学校5年生～24歳までの女性のフリースペース「あいりす」を実施しています。

課 題

- ・ 子ども・若者が抱える悩みや困難は、学校や家庭環境のこと、性的指向やジェンダーアイデンティティ、思春期のメンタルヘルスの不調等、こころやからだのことも含めて、多岐に及んでおり、多様化・複雑化しています（小中学生は21ページ参照、若者は28ページ参照）。
- ・ 小中学生と若者アンケート調査の結果から、悩んでいることやつらいこと、心配なこと等について、話を聞いてくれる人が「いない」、「誰にも話さない、話したくない」と回答した割合は、1割を超えています（小中学生は21ページ参照、若者は28ページ参照）。
- ・ 悩みが深刻になるほど相談につながりにくい傾向があるといわれており、早期に支援につながるよう、保護者や周囲の大人への普及啓発の充実も合わせて取り組んでいく必要があります。また、子ども・若者が、気軽に相談ができ支援につながるよう、相談体制・相談機能の強化が必要です。さらに、子ども・若者の変化や様子に、日常を過ごす学校や学校以外の児童館、青少年交流センター、居場所等の関係機関において、身近な周囲の大人が気づきの感度を上げ、関係機関が連携して支援につなげることができるよう、一層の地域人材の育成が必要です。
- ・ 中学校卒業後の子ども・若者は区と接点を持つことが難しく、課題が複雑化・複合化してから支援につながることもあるため、保護者同士が交流する機会として、家庭早期に相談支援機関の情報が届くよう周知・広報に取り組むとともに、より相談しやすく、支援につながりやすい環境の整備が課題となっています。
- ・ 若者調査の結果から、「孤独だと感じる」「自分の精神状態は健康ではないと思う」と回答した若者は2割を超えています（24、27ページ参照）。
- ・ 生きづらさを抱える若者の中には、本人だけの問題ではなく、家庭の状況等の問題が複雑に絡み合い、解決が難しい場合があります。当事者本人や家族等へのピアサポートの充実と活動のサポートをするとともに、本人や家族の心に寄り添いながら、伴走型の支援を継続する等、つながり続けられる支援体制の充実や支援者のスキルアップが必要です。また、生きづらさを抱える若者への社会的理解が不足しているため、家族や学校等の地域での理

解促進のための働きかけが必要です。

- ・ 若者を含め、外国にルーツがある方が、ことばが通じず、地域生活で生じる様々な問題を抱えたまま孤立しやすい現状があるため、多言語化・やさしい日本語化の推進に加え、区の相談体制の安定した運営や、庁内、クロッシングせたがや等との連携により、それぞれ必要な行政・生活情報を得ることができる環境づくりが必要です。
- ・ 帰国・外国人児童・生徒及び日本語指導を必要としている児童・生徒は、全国的に見て、特に小・中学生に増加傾向が見られます。生活言語はある程度使えているように見えても、学習言語は一段ハードルが上がることで、2つの言語を使用する環境にいても、両言語共に年相応のレベルに達していない状態や、年相応の教育を受けていない状況があり、生活や学習に影響を及ぼす児童・生徒もいます。さらに、生活習慣の違い等による不適応の問題が生じる場合もあります。
- ・ 児童養護施設退所者等は、親族からのサポートが望めないため、精神的にも経済的にも厳しい現実に直面しています。奨学金給付者のうち中途退学する者が多いという実態も踏まえ、相談支援（せたエール）で、継続したきめ細やかなサポートを行っていますが、専門性の向上や地域の若者支援機関との連携強化、アウトリーチによる支援の充実が必要です。
- ・ 若年女性、性的指向や性自認等を理由とした若者期のこころの健康問題等、若者やその家族が抱える悩みや課題が多様化・複雑化しています。問題の早期発見や未然防止、発生後の適切な対応のため、支援における専門性の向上やニーズに応じた相談支援機能、各種講座の更なる充実が必要です。若年女性については実態の把握が難しく、行政機関だけでは支援が行き届かない場合があるため、専門性や柔軟性をもった民間団体との協働を視野に支援に取り組む必要があります。

めざす状態

- ・ 子ども・若者に関する相談や支援体制の充実が図られ、子ども・若者やその家族が、悩みや困難を抱えた時に、身近な周囲の大人や関係者が気づき、声をかけ、関係機関の連携の中で、必要な支援や場につながっている。
- ・ 若者が、不安を感じた際に、ためらうことなく、身近で気軽に相談ができる場があり、生きづらさを抱えた時に相談できる人や機関を知っている。また、本人のみならず家族全体が支援につながり、困った時や状況が変化した時にも本人や家族が頼れる相談先がある。
- ・ 生きづらさを抱える若者が支援機関につながり続けられるよう支援体制が充実している。また、家族や社会全体が生きづらさを抱える若者について正しく理解し、当事者が悩みを相談しやすい環境となっている。
- ・ 児童養護施設退所者等の置かれている状況やニーズに応じ、本人の意思を最大限に尊重しながら、適切な支援が受けられ、社会的自立に向けて安定した生活を送ることができている。
- ・ 関係機関や民間団体等との連携・協働により、若年女性に必要な支援を提供するとともに、困難な問題を抱えた、またそのおそれのある方が早期に相談や支援につながっている。

施策展開

①ヤングケアラーへの支援体制の充実

No	主な事業・取り組み	目的・内容	所管課
----	-----------	-------	-----

No	主な事業・取組み	目的・内容					所管課
i	ヤングケアラー支援基盤強化事業の実施	ヤングケアラーコーディネーター業務及び LINE 相談窓口の実施により、ヤングケアラー支援の基盤強化を図ります。					子ども家庭課
ii	ヤングケアラー支援に関する研修等の実施	教育・高齢・障害・生活福祉・医療・地域等に向けた研修等の実施により、支援者の気づきの感度を上げ、支援につながる環境づくりを行います。					子ども家庭課
項目名 〈単位〉		現況値 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
研修 〈回〉		20	10	6	6	6	6

②生きづらさを抱える若者と家族に寄り添う支援

No	主な事業・取組み	目的・内容						所管課	
i	せたがや若者フェアスタート事業の拡充	虐待等の経験があり、親族等からのサポートがなく困難な状況にある若者の社会的自立に向け、基金の趣旨を踏まえながら、更なる支援の拡充を行います。						児童相談支援課	
ii	児童養護施設退所者等相談支援事業の実施	児童養護施設退所者等が社会的自立に向けて安定した生活を送ることができるよう、児童養護施設退所者等相談支援事業（せたエール）において、気軽に利用できる居場所事業の実施により、支援ニーズを把握し個別相談につなげます。居場所呼び込むための働きかけとして、関係機関への訪問や連絡会議等への参加等の連携強化に向けた取組みを行い、対象者の掘り起こしを行います。						児童相談支援課	
		項目名 〈単位〉	現況値 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)		令和 11 年度 (2029 年度)
		関係機関との連携の回数 〈回〉	28 (見込み)	35	36	37	38		39
iii	若者の相談支援機能の充実	メルクマールせたがやにおいて、不登校やひきこもり等生きづらさを抱えた若者と家族への相談支援を行います。						生活福祉課	
		項目名 〈単位〉	現況値 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)		令和 11 年度 (2029 年度)
		延べ相談対応件数〈件〉	4,350 (見込み)	4,400	4,450	4,500	4,550		4,600
iv	若者総合支援センターの連携強化	中高生世代から39歳までの若者を対象とした居場所「メルサポ」の活用等により、様々な段階にいる参加者同士の交流促進を図ります。						生活福祉課、工業・ものづくり・雇用促進課	

No	主な事業・取組み		目的・内容				所管課	
	項目名 〈単位〉		現況値 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
	メルサポの開 催回数 〈回〉		25 (見込み)	25	25	25	25	25
v	生きづらさを抱える若 者への社会的理解の促 進		生きづらさを抱える若者の家族や支援者等を対 象とした家族会や出張セミナーを実施します。				生活福祉課	
	項目名 〈単位〉		現況値 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
	家族会・出張セ ミナーの実施 回数 〈回〉		15 (見込み)	15	15	15	15	15

③多様化する悩みや困難、課題に応じた支援

No	主な事業・取組み	目的・内容					所管課	
i	こころのサポーター養成講座の実施	メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識を持つ人を増やし、子ども・若者が必要なサポートにつながるができるよう人材を育成します。					健康推進課	
		項目名 〈単位〉	現況値 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
		実施回数 〈回〉	3 (見込み)	3	5	5	5	5
ii	ゲートキーパー講座の実施	子ども・若者の自殺者を減らすため、自殺対策を担う人材を育成します。					健康推進課	
		項目名 〈単位〉	現況値 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
		実施回数 〈回〉	9 (見込み)	10	10	10	10	10
iii	犯罪被害者等相談窓口の実施	警察の犯罪被害者認知や被害届の有無に関わらず、すべての犯罪の被害者を対象とし相談を受け、必要な支援のコーディネートや支援先への確実なつなぎ等に取り組みます。					人権・男女共同参画課	
iv	加害者支援（再発防止）の実施	青少年補導連絡会等における子ども・若者の実態把握や情報共有を通して、子ども・若者に関わる人々の気づきの感度を高め、地域全体で連携しながら加害者支援や再発防止に取り組みます。					子ども・若者支援課	
v	在住外国人の相談体制の安定した運営（タブレット端末等を利用した多言語通訳サービス	多言語通訳サービスを導入したタブレット端末等を活用し、子育てや就労、住宅について等外国人住民が抱える様々な困りごとの解決に向け、庁内の横断的な連携により相談体制の安定した運営を図					文化・国際課	

No	主な事業・取組み	目的・内容	所管課				
	の活用)	ります。					
vi	職員向け「やさしい日本語」研修の実施	外国人住民が必要な情報を理解しやすいよう、職員向け「やさしい日本語」研修を実施し、区全体での分かりやすい情報発信に努めます。	文化・国際課				
vii	外国にルーツのある児童・生徒への日本語指導及び教育相談の実施	区立小・中学校に在籍する外国人及び海外から帰国した児童・生徒を対象に、日本語指導や教科補習等を行うとともに、保護者に対しても教育相談や通訳者の派遣等を実施し、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう支援します。	教育指導課 学務課				
viii	デートDV防止出前講座の実施	デートDV防止等にかかる必要な知識の習得や互いを尊重し合うコミュニケーションのあり方の啓発に向けた出前講座を実施する等、DV防止の取組みを推進します。	人権・男女共同 参画課				
	項目名 〈単位〉	現況値 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
	回数〈回〉	0	5	6	6	6	6

④悩みや困難を抱える女性のための居場所と支援の充実

No	主な事業・取組み	目的・内容					所管課		
i	若年女性のための居場所づくり	民間団体との連携・協働のもと、支援の届きにくかった若年女性を対象に、気軽に立ち寄り相談もできる身近な地域の居場所づくりに取り組みます。					子ども・若者支援課		
		項目名 〈単位〉	現況値 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)		令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
		補助団体数 〈団体〉	—	1	1	1		1	1
ii	「あいりす」の利用促進に向けた取組み	大学連携による居場所「あいりす」において、(仮称)ユースコーディネーターとの連携やイベントの実施により、小学校5年生～24歳までの女性が利用につながるきっかけづくりに取り組みます。					子ども・若者支援課		
		項目名 〈単位〉	現況値 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)		令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
		イベント実施 回数〈回〉	5 (見込み)	5	5	5		5	5
iii	女性のための悩みごと・DV相談の実施	若年女性を含む、DVをはじめとした様々な悩みを抱える女性を対象に電話相談、面接相談、LINE相談等を通じた支援に取り組みます。					人権・男女共同参画課		

No	主な事業・取組み	目的・内容					所管課
	項目名 〈単位〉	現況値 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
	相談件数 〈件〉	1,580	1,580	1,580	1,580	1,580	1,580
iv	女性のためのネットク ラブの実施	参加者同士が一緒に安心して過ごせる環境で手 仕事をする等、無理のないコミュニケーションを 通じ、様々な問題を抱えた当事者女性や困難に気 づいていない当事者女性が、お互いの悩みを共有 でき、併せてらぶらすの講座事業や相談事業を案 内することで、若年女性に対しても相談、講座、 行政窓口等につながるきっかけづくりに取り組 みます。					人権・男女共同 参画課
	項目名 〈単位〉	現況値 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
	回数 〈回〉	6	7	7	7	7	7